

工事監査等の着眼点

着 眼 点	関 係 法 令
<p>1 計 画</p> <p>(1) 都市計画及び事業決定の手続は適正に行われているか。</p> <p>(2) 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。</p> <p>(3) 道路、河川等の管理者及び鉄道、電気、ガス、水道等の事業者との協議は行われているか。 交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議が行われているか。</p> <p>(4) 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。</p> <p>(5) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。 ア 道路工事、埋設物敷設工事が相互に競合する場合には調整は行われているか。 イ 同一現場の建築工事、電気設備工事、空調衛生設備工事等について、工程等の調整は行われているか。</p> <p>(6) 当該工事について予算と整合がとれているか。</p> <p>(7) 工事施行の決裁手続は適正に行われているか。</p>	<p>都市計画法他</p> <p>建築基準法</p> <p>道路法、河川法他</p> <p>道路法34他</p>
<p>2 設 計</p> <p>(1) 事業目的に適合した設計となっているか。</p> <p>(2) 法令等に適合した設計となっているか。</p> <p>(3) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(4) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。</p> <p>(5) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。 ア 構造、仕様、数量等が明示されているか。 イ 材料、機器等について、その品質、性能、形状寸法等が記載されているか。</p>	<p>都市計画法、建築基準法、道路法他</p>

<p>ウ 試験、検査等が必要な材料について、その方法、時期等が記載されているか。</p> <p>エ 工法及び仮設を指定した場合は、その施工方法等が記載されているか。</p> <p>オ 現場発生材の処理方法が記載されているか。</p> <p>カ 支給材料、貸与品等がある場合は、その数量、引渡し場所及び取扱方法が記載されているか。</p> <p>キ 安全管理対策が記載されているか。</p> <p>ク 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書の内容について、相互に整合性があるか。</p> <p>(6) 工期の設定は適切に行われているか。</p> <p>(7) コスト削減意識を反映した設計となっているか。</p> <p>ア 基準、規格等の見直しがなされているか。</p> <p>イ 現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。</p> <p>ウ 施設の長寿命化や将来における維持管理などライフサイクルコストが考慮されているか。</p> <p>エ 使用機器、材料の選定や新技術、新工法の採用は、比較検討等により適切に行われているか。</p> <p>(8) 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計となっているか。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等利用者の立場に立った設計となっているか。</p> <p>(10) 健康に留意した建設資材の使用に努めているか。</p> <p>(11) 維持管理が容易な設計となっているか。</p> <p>3 積算</p> <p>(1) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(2) 歩掛及び単価は適正か。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p> <p>建築基準法</p> <p>建築物衛生法</p>
---	--

<p>(3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。</p> <p>ア 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書の数量と数量計算書の集計が異なっているものはないか。</p> <p>イ 特殊な工法・材料・機器等を使用する場合の参考見積書は、内容、条件、時期等が設計図書と適合しているか。また、原則として複数の業者から取り寄せられているか。</p> <p>ウ 資材等単価は実勢価格を適切に反映しているか。</p> <p>(4) 諸経費は適切に算出されているか。</p> <p>(5) 排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。</p> <p>4 契 約</p> <p>「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務(1)(2)」を準用する。</p> <p>5 施 工</p> <p>(1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。</p> <p>(2) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は整備されているか。</p> <p>(3) 設計図書どおり施工されているか。</p> <p>(4) 法令等を遵守して施工されているか。</p> <p>(5) 一括下請負はなされていないか。施工体制台帳は整備されているか。監理技術者等は適正に配置されているか。</p> <p>(6) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。</p> <p>ア 着工届、完成届、現場代理人等届、承諾図、施工図、竣工図、日報、月報等が遅滞なく提出され</p>	<p>消防法、騒音規制法、振動規制法、電気事業法、道路法、道路交通法他</p> <p>建築基準法、道路法、消防法他</p> <p>建設業法、適正化法</p>
---	--

<p>ているか。</p> <p>イ 工事記録写真は施工順序に従って整理されているか。また、工事完了後では確認できない隠ぺい部分が撮影されているか。</p> <p>(7) 契約前に着工しているものはないか。</p> <p>(8) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。</p> <p>ア 設計図書に指定されている工事材料の試験及び監督員による立会検査等に関する書類が整備されているか。</p> <p>イ 試験成績表、各種検査報告書は整備されているか。</p> <p>ウ 施工中における段階確認は、適切に行われているか。</p> <p>(9) 諸材料の出納及び保管は適切に行われているか。</p> <p>(10) 現場の安全管理は適切に行われているか。</p> <p>ア 仮囲い及び保安施設等が適切に設置・管理されているか。</p> <p>イ 現場の安全巡視、安全教育などは適切に行われているか。</p> <p>(11) 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。</p> <p>ア 騒音、振動が発生するおそれのある場合は、その防止処置がなされているか。</p> <p>イ 家屋被害、路面の亀裂及び沈下等が生じた場合は、適切な応急処置がなされているか。工事前に被害が予想されるものについては、写真撮影、測量等により着手前の状況が記録されているか。</p> <p>(12) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。</p> <p>(13) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。</p> <p>(14) 工事が遅延した場合の措置は適切に行われているか。</p> <p>(15) 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。</p>	<p>労働安全衛生法他</p>
---	-----------------

<p>建築工事、電気設備工事、空調衛生設備工事、道路工事、埋設物敷設工事等の作業が相互に関連する場合は、各工事関係者と連絡調整が行われているか。</p> <p>(16) 貸与品の貸与、保管及び返納は適切に行われているか。</p> <p>(17) 環境に配慮した施工がなされているか。</p> <p>ア 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。</p> <p>イ 資源の有効利用及び建設副産物の再資源化に努めているか。</p> <p>ウ 建設廃材の分別、処分及び手続は適切に行われているか。</p>	<p>資源の有効な利用の促進に関する法律 資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p>
<p>6 検 査</p> <p>「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務(3)」を準用する。</p>	
<p>7 維持管理業務</p> <p>(1) 施設の設備及び運営について、法令等に基づいた点検は実施されているか。</p> <p>(2) 維持管理基準及び保守点検基準は整備されているか。また、その運用は適切に行われているか。</p> <p>(3) 維持修繕の時期は適切か。また、措置状況は良好か。</p> <p>(4) 機械、電気設備の保守点検の時期は適切か。また、措置状況は良好か。</p> <p>(5) 防火、防災対策は適切に行われているか。</p> <p>(6) 維持管理については、長期的視点及び経済性を考慮して実施しているか。</p>	<p>地財法8他</p> <p>消防法</p>

<p>(7) 契約は、「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務(1)(2)」を準用する。</p> <p>(8) 検査は、「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務(3)」を準用する。</p> <p>8 委託業務</p> <p>(1) 設計及び工事監理等の業務委託契約の内容は適正か。また、仕様書等は的確に作成されているか。</p> <p>(2) 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(3) 委託料の積算は適正か。また、その算出根拠は明確か。</p> <p>(4) 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認は適切に行われているか。</p> <p>(5) 契約は、「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務(1)(2)」を準用する。</p> <p>(6) 検査は、「財務事務監査の着眼点」の「6 契約事務(3)」を準用する。</p> <p>※工事監査等を外部委託した場合の着眼点「工事監査等の着眼点」を準用する。</p>	<p>法234の2 令167の15</p>
--	---------------------------